

本図は「東京都 2500 デジタル白地図(平成 23 年度版
 ㈱ミッドマップ東京発行)」を用いて作成した。
 利用許諾番号：MMT 利許第 141 号

凡 例

- : 計画地
- : 仮囲い
- ⊙ : 建設機械稼働位置
- ⊞ : 工事用仮設構台
- ⋯⋯⋯ : 全覆い仮設テント

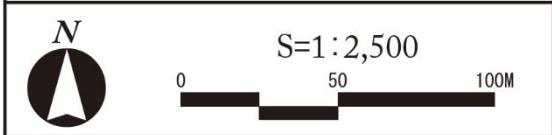
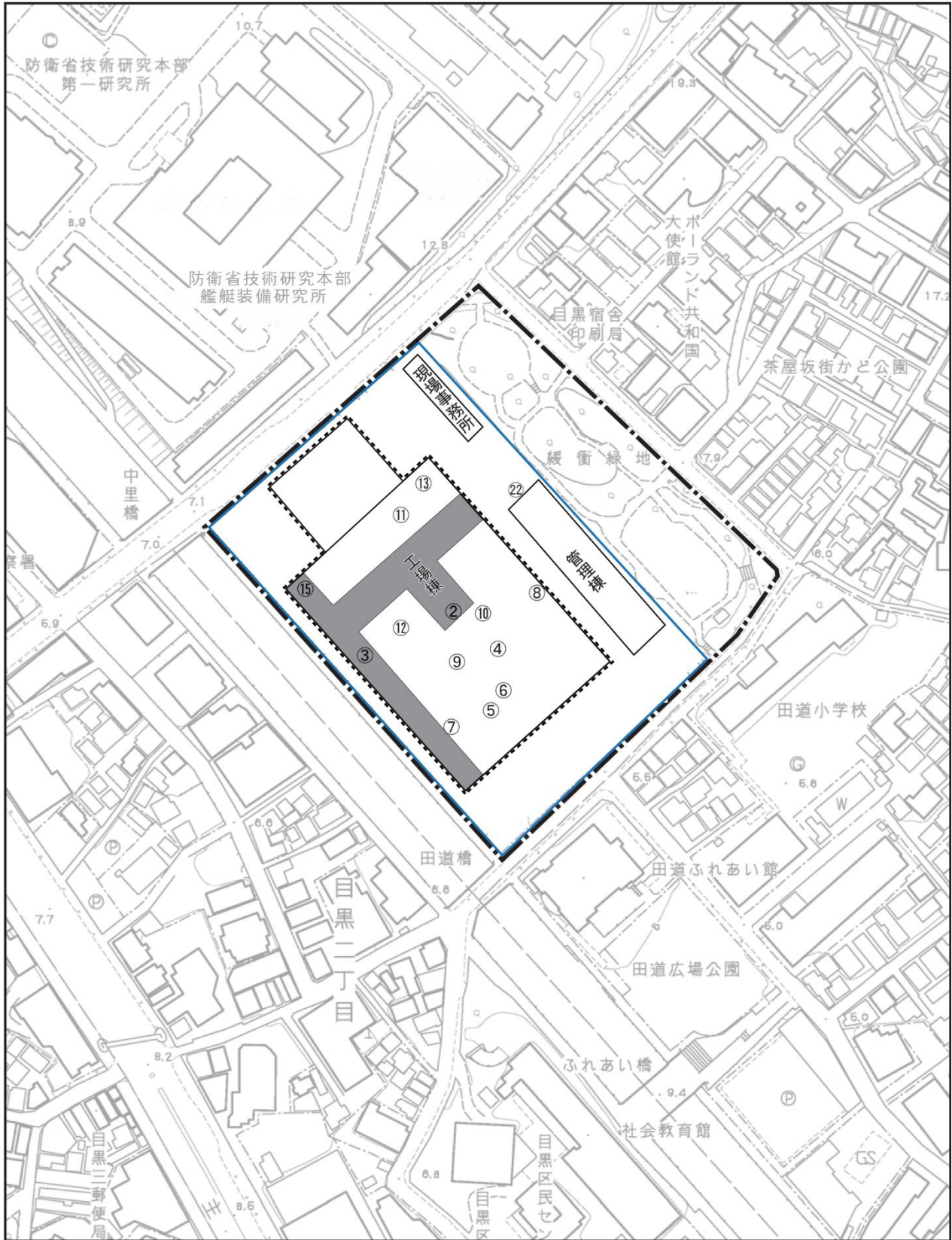


図 6 (1) 建設機械配置図 (10 月 8 日 ~ 9 日)



本図は「東京都 2500 デジタル白地図(平成 23 年度版
 (株)ミッドマップ東京発行)」を用いて作成した。
 利用許諾番号：MMT 利許第 141 号

凡 例

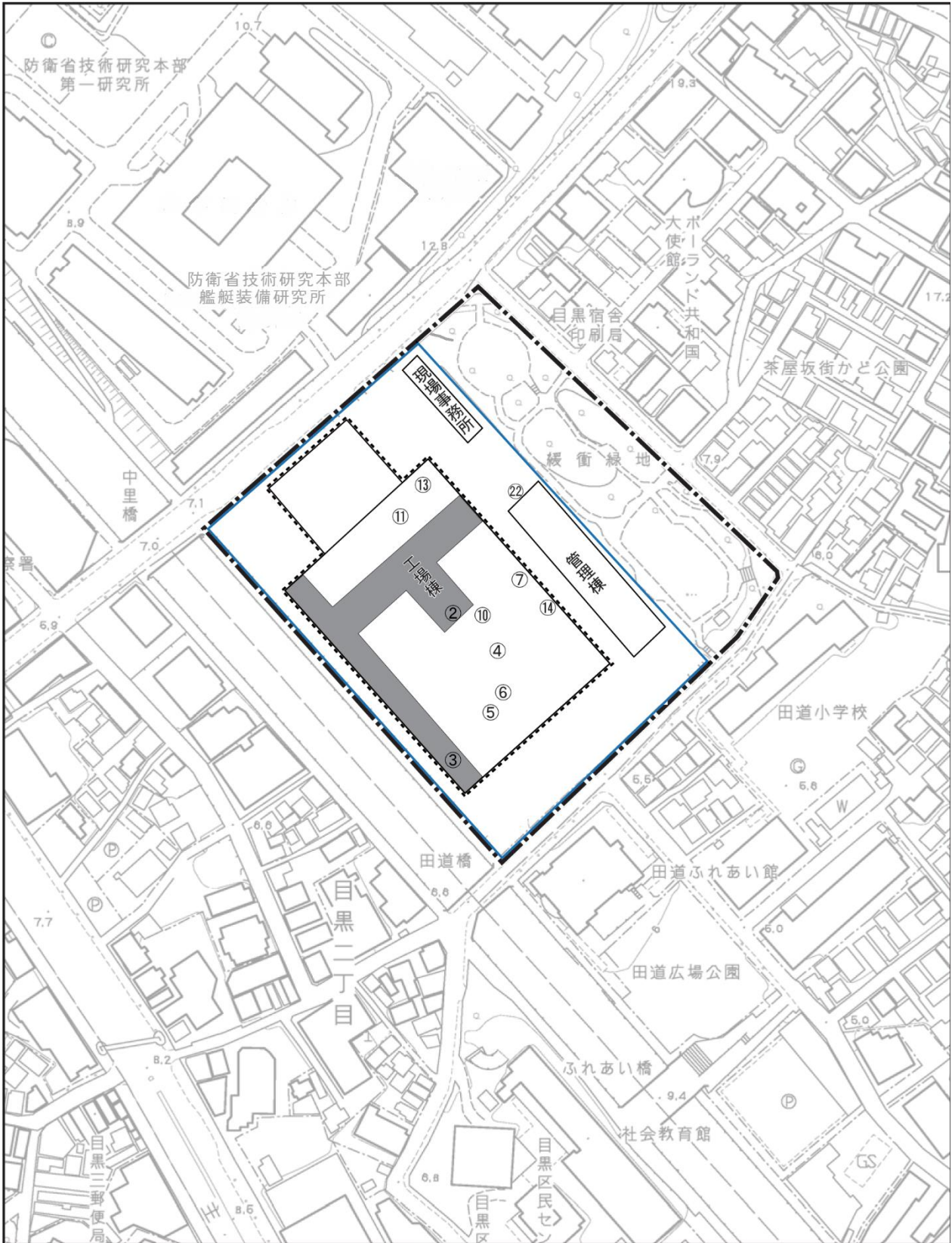
- : 計画地
- : 仮囲い
- ⊙ : 建設機械稼働位置
- ⬤ : 工事用仮設構台
- ⋯⋯⋯ : 全覆い仮設テント



S=1:2,500



図 6 (2) 建設機械配置図 (10 月 10 日)



本図は「東京都 2500 デジタル白地図(平成 23 年度版 株式会社ミッドマップ東京発行)」を用いて作成した。
 利用許諾番号：MMT 利許第 141 号

凡例

- — — — — : 計画地
- — — — — : 仮囲い
- - - - - : 全覆い仮設テント
- : 建設機械稼働位置
- : 工所用仮設構台

Scale: S=1:2,500
 0 50 100M

図 6 (3) 建設機械配置図 (10 月 16 日~19 日)

ウ 一般環境大気質（バックグラウンド濃度）

調査期間中の計画地周辺の一般環境大気測定局における、浮遊粒子状物質の日平均値を表7に、1時間値の最高値を表8に、二酸化窒素の日平均値を表9に示す。

表7 浮遊粒子状物質測定結果（一般環境大気測定局・1時間値の日平均値）

単位：mg/m³

地点名	①目黒区 碑文谷 測定局	②渋谷区 宇田川町 測定局	③港区 高輪 測定局	④品川区 豊町 測定局	⑤世田谷区 世田谷 測定局	⑥国設 東京新宿 測定局	⑦東山 中学校 測定室
10/8(火)	0.013	0.013	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011
10/9(水)	0.009	0.013	0.012	0.013	0.010	0.008	0.006
10/10(木)	0.015	0.018	0.018	0.018	0.016	0.011	0.018
10/16(水)	0.013	0.013	0.013	0.013	0.012	0.009	0.014
10/17(木)	0.016	0.016	0.017	0.017	0.017	0.014	0.011
10/18(金)	0.015	0.015	0.016	0.017	0.015	0.013	0.008
10/19(土)	0.015	0.015	0.016	0.018	0.015	0.013	0.015
期間平均値	0.014	0.015	0.015	0.016	0.014	0.012	0.012
日平均最高値	0.016	0.018	0.018	0.018	0.017	0.014	0.018
地点名	⑧恵比寿 測定局	⑨麻布 測定局	⑩北沢総合 測定室	⑪雪谷 測定局	全地点 平均	/	
10/8(火)	0.017	0.012	0.014	0.011	0.013		
10/9(水)	0.012	0.008	0.009	0.009	0.010		
10/10(木)	0.015	0.012	0.013	0.014	0.015		
10/16(水)	0.013	0.009	0.010	0.011	0.012		
10/17(木)	0.018	0.015	0.016	0.014	0.016		
10/18(金)	0.017	0.015	0.013	0.012	0.014		
10/19(土)	0.019	0.016	0.017	0.013	0.016		
期間平均値	0.016	0.012	0.013	0.012	0.014		
日平均最高値	0.019	0.016	0.017	0.014	—		
環境基準	0.10 mg/m ³ 以下						

注1) 期間平均値は1時間値の期間平均値を示す。

注2) 環境基準は、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）とした。

注3) 網掛は期間中の各地点の最高値を示す。

表8 浮遊粒子状物質測定結果（一般環境大気測定局・1時間値の最高値）

単位：mg/m³

地点名	①目黒区 碑文谷 測定局	②渋谷区 宇田川町 測定局	③港区 高輪 測定局	④品川区 豊町 測定局	⑤世田谷区 世田谷 測定局	⑥国設 東京新宿 測定局	⑦東山 中学校 測定室
10/8(火)	0.022	0.022	0.025	0.022	0.022	0.025	0.032
10/9(水)	0.016	0.021	0.030	0.027	0.019	0.019	0.018
10/10(木)	0.019	0.037	0.056	0.028	0.023	0.021	0.043
10/16(水)	0.018	0.019	0.027	0.017	0.015	0.021	0.029
10/17(木)	0.021	0.023	0.026	0.027	0.029	0.025	0.055
10/18(金)	0.019	0.020	0.023	0.022	0.018	0.027	0.023
10/19(土)	0.037	0.033	0.036	0.045	0.034	0.035	0.047
期間最高値	0.037	0.037	0.056	0.045	0.034	0.035	0.055
地点名	⑧恵比寿 測定局	⑨麻布 測定局	⑩北沢総合 測定室	⑪雪谷 測定局	全地点 平均	/	
10/8(火)	0.031	0.024	0.031	0.020	0.025		
10/9(水)	0.021	0.015	0.022	0.016	0.020		
10/10(木)	0.021	0.019	0.021	0.023	0.028		
10/16(水)	0.018	0.018	0.016	0.015	0.019		
10/17(木)	0.026	0.031	0.026	0.018	0.028		
10/18(金)	0.025	0.027	0.021	0.015	0.022		
10/19(土)	0.043	0.038	0.049	0.031	0.039		
期間最高値	0.043	0.038	0.049	0.031	—		
環境基準	0.20 mg/m ³ 以下						

注1) 環境基準は、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）とした。

注2) 網掛は期間中の各地点の最高値を示す。

表 9 二酸化窒素測定結果（一般環境大気測定局・1時間値の日平均値）

単位：ppm

地点名	①目黒区 碑文谷 測定局	②渋谷区 宇田川町 測定局	③港区 高輪 測定局	④品川区 豊町 測定局	⑤世田谷区 世田谷 測定局	⑥国設 東京新宿 測定局	⑦東山 中学校 測定室
10/8(火)	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013	0.014	0.014
10/9(水)	0.008	0.012	0.012	0.008	0.007	0.008	0.010
10/10(木)	0.013	0.016	0.014	0.012	0.013	0.012	0.015
10/16(水)	0.012	0.015	0.013	0.012	0.011	0.009	0.013
10/17(木)	0.019	0.021	0.023	0.018	0.016	0.015	0.020
10/18(金)	0.014	0.016	0.017	0.013	0.011	0.012	0.016
10/19(土)	0.024	0.025	0.027	0.023	0.021	0.020	0.026
期間平均値	0.015	0.017	0.017	0.014	0.013	0.013	0.016
日平均最高値	0.024	0.025	0.027	0.023	0.021	0.020	0.026
地点名	⑧恵比寿 測定局	⑨麻布 測定局	⑩北沢総合 測定室	⑪雪谷 測定局	全地点 平均	/	
10/8(火)	0.013	0.017	0.021	0.013	0.015		
10/9(水)	0.008	0.010	0.012	0.009	0.009		
10/10(木)	0.012	0.015	0.018	0.013	0.014		
10/16(水)	0.011	0.013	0.015	0.013	0.012		
10/17(木)	0.018	0.023	0.024	0.019	0.020		
10/18(金)	0.013	0.017	0.018	0.013	0.015		
10/19(土)	0.024	0.027	0.034	0.023	0.025		
期間平均値	0.014	0.017	0.020	0.015	0.016		
日平均最高値	0.024	0.027	0.034	0.023	—		
環境基準	0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下						

注 1) 期間平均値は、日平均値の期間平均値を示す。

注 2) 環境基準は、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）とした。

注 3) 網掛は期間中の各地点の最高値を示す。

(3) 環境保全のための措置の実施状況

ア～ウに示す環境保全のための措置を実施した。

なお、工事着手時の平成 29 年 9 月から令和 2 年 3 月末までの間に大気汚染に関する苦情はなかった。

ア 建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の状況

環境保全のための措置の実施状況を表 10 に示す。

表 10 環境保全のための措置の実施状況
(建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の状況)

評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、最新の排出ガス対策型建設機械を使用する。	工事の実施にあたっては、最新の排出ガス対策型建設機械を使用するとともに、建設機械は常に点検整備を行い、良好な状態で使用した。 (写真 1、2 参照)
粉じん防止用のネットシート、仮囲いを設置する。	管理棟、工場棟を全覆い仮設テントにて覆い、環境集じん機で解体場所を負圧にし、粉じんが周囲に飛散しないようにした。 また、高さ 3 m の仮囲いを設置し、粉じんの外部への飛散を抑制した。 (写真 3～5 参照)
工事現場及び工事用道路には、必要に応じて散水し、粉じんの発生を防止する。	工事現場及び工事用道路において、必要に応じて散水を実施して粉じんの発生を防止した。 (写真 6 参照)
解体工事におけるダイオキシン類、アスベスト及び粉じんについては、「6.3.1 施工計画 (2) 工事の概要 イ 解体工事・土工事」(評価書 p.37 参照) に示す処置を講じる。	p.22「ウ 解体工事におけるダイオキシン類、アスベスト及び粉じん」に示すとおり処置を講じた。
建設機械については、機械の効率的な稼働に努め、アイドリング・ストップや不要なエンジンのふかしの防止、路上待機の防止を徹底する。 また、使用する燃料は、日本産業規格に適合したものを使用する。	建設機械の配置については、一箇所でも集中稼働させないよう工区を分けて作業を行った。 また、アイドリング・ストップや不要な空ぶかしを行わないよう、作業員へ指導した。 なお、使用する燃料は、日本産業規格に準拠したものをを使用した。

イ 工事用車両の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況

環境保全のための措置の実施状況を表 11 に示す。

表 11 環境保全のための措置の実施状況
(工事用車両の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況)

評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
土砂運搬車両等、粉じんの飛散が起りやすい工事用車両には、カバーシートを使用し搬出する。	粉じんの飛散の起りやすい車両には、飛散防止のため荷台のシート掛け等を行い、粉じんの飛散防止に努めた。(写真 7 参照)
工事用車両のタイヤに付着した泥・土の水洗いを行うための洗車設備を出口付近に設置し、土砂が周辺に出ないように配慮する。	土砂運搬搬出車両及び産業廃棄物搬出車両は、タイヤ洗浄を行い搬出した。(写真 8 参照)
工事用車両の出入口付近には、適宜清掃員を配備し、清掃に努める。	工事用車両の出入口付近には適宜清掃員を配備し、清掃に努めるとともに散水・洗浄を行った。(写真 9 参照)
工事用車両については、九都県市(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)が指定する低公害車の使用、アイドリング・ストップの励行などを指導する。	工事用車両は排出ガス規制適合車を用いるとともに、「東京都環境確保条例」に定める低公害車を使用した。また、作業員へのアイドリング・ストップの励行を図った。(写真 10 参照)

ウ 解体工事におけるダイオキシン類、アスベスト及び粉じん

解体工事におけるダイオキシン類、アスベスト及び粉じんについては、(ア)～(ウ)に示す対策を講じた。

(ア) ダイオキシン類対策

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」(昭和 47 年労働省令第 32 号)及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成 13 年 4 月 25 日付け環廃対 183 号)及び「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」(平成 14 年 11 月東京都環境局。以下「汚染防止対策要綱」という。)に基づき、以下の措置を講じた。

- ① 解体作業の計画の事前届出
- ② 作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及びサンプリング
- ③ 適切な保護具(密閉式防護服等)の使用(写真 11 参照)
- ④ ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
- ⑤ 解体作業実施前の設備内部付着物の除去
- ⑥ 汚染物拡散防止のための仮設の壁やビニルシート等による作業場所の分離
- ⑦ チャコールフィルター等による適切な処理
- ⑧ 解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

また、「汚染防止対策要綱」に基づき、敷地境界においてダイオキシン類の測定を行った。測定結果は表 12 に示すとおりであり、環境基準以下であった。